

東京都立図書館協議会 第24期第6回定例会議事録

平成22年7月15日（木）

都立中央図書館4階 第2・3研修室

午後3時～午後5時

出席者名簿

委員

(欠席者)

池山世津子委員	糸賀雅児委員	栗原卯田子委員
岡本真委員	小林麻実委員	
齊藤一誠委員	田中久徳委員	
千野信浩委員	中島元彦委員	
野末俊比古委員	持田浩志委員	
米澤誠委員		

都立図書館幹部職員

中央図書館長

管理部長 総務課長 企画経営課長

サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長

多摩図書館長

地域教育支援部管理課長 管理課社会教育施設係長

事務局

企画経営係長 企画経営担当係長 企画経営係主事

配布資料

東京都立図書館協議会第24期第6回定例会次第

座席表

平成21年度の自己評価に対する委員からの御意見

今後のスケジュールと検討(案)

都立図書館における改革の取組及びサービスの現状

図書館を取り巻く書籍のデジタル化に関する動向

デジタル時代の都立図書館像に関する提言に当たっての検討事項

第5回定例会議事録

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告

東京都立図書館協議会第24期第6回定例会

平成22年7月15日（木）

午後3時1分開会

【中島議長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、開会前に事務局から幹部の退任あいさつがあるということなので、よろしくお願ひいたします。

【関口管理部長】 管理部長の関口でございます。本日付をもちまして、東京都を退職いたすことになりました。今日、辞令の交付がこの後、夕方に新宿でありますので、冒頭、お時間をちょうだいして退任のあいさつと御礼にかえさせていただきたいと思ひます。

池山委員の渋谷区でも新しい図書館ができ、小林委員の、今度は千代田区の平河町ですか、ライブラリーもでき、また来年には千代田の新日比谷図書館ができ、また国会でもデジタル化が進み、糸賀先生の慶應義塾大学グーグルのブック検索、12万冊、著作権の切れたものと大学でお持ちの書籍類がアップされております。かなり環境が変わってきた中で、デジタル化対応に向けての都立図書館の立ち位置について、ぜひ先進的なご提言をお願ひしたいと思っております。

私の後任ですが、常勤の館長をお迎えしたこともありまして、館長に兼務をお願ひする次第でございます。いろいろご厄介になりましてほんとうにありがとうございました。ぜひこれからも都立のためによりしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

【中島議長】 それでは、ただいまから第24期第6回東京都立図書館協議会を開会いたします。

議事に入ります前に、事務局から新委員の紹介などがあるとのことですので、よろしくお願ひいたします。また、配付資料の確認、情報公開等についてもあわせて説明をお願ひします。

【倉富企画経営課長】 都立中央図書館管理部企画経営課長の倉富でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、お手元の委員名簿をごらんください。早川委員にかわりまして、武蔵村山市教育委員会教育長の持田浩志委員がご就任されております。本日お見えになっておりますの

で、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

【持田委員】 皆さん、こんにちは。多摩地区26市の教育長の代表として早川委員が参加させていただいたところでございますが、任期満了で退任されましたので、その後任として私がこちらに出席させていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

【倉富企画経営課長】 持田委員、ありがとうございました。

また、本日は業務の関係で栗原委員がご欠席されています。それから、本日、業務の関係で池山委員が4時半ごろご退席されるということでございます。また、千野委員、岡本委員につきましては、業務の都合上、おくれていらっしゃるということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、配付資料のご確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をごらんください。資料1から資料5-3、それから参考資料1につきましては、後ほど改めて配付させていただきたいと思いますが、参考資料2がございます。

なお、資料につきましては、先日ご郵送でお配りしてございますけれども、資料5-1から5-3につきましては、一部修正がございましたので、本日の資料をごらんいただきますようお願いいたします。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、委員のお名前をおつけして議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開いたします。本日の傍聴者はございません。よろしく願いいたします。

【中島議長】 では、早速議事に入らせていただきます。本日の流れ等につきまして、事務局から説明をお願いします。

【倉富企画経営課長】 初めに、本日の流れにつきまして簡単にご説明させていただきます。

まず最初に、前回の定例会におきまして皆様からいただきました資料3になりますが、都立図書館の自己評価に対するご意見と資料4の今後のスケジュールにつきましてご説明させていただいた後、資料5-1から5-3になりますが、今回の協議テーマ、デジタル時代の都立図書館像につきましてご議論いただく流れになってございます。

それでは、お手元の資料3をごらんください。この資料は、前回の定例会において、平成21年度都立図書館自己評価のご説明をさせていただきましたが、その際、皆様からい

いただきましたご意見の要旨をまとめたものでございます。事前にお送りさせていただいた内容と変更はございません。特にご意見等がないようでしたら、この資料は自己評価結果、それから後ほどお配りさせていただきます参考資料1の議事録とあわせてホームページに掲載させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【中島議長】 ただいま事務局から資料3の平成21年度都立図書館自己評価の意見の案につきまして説明がございましたが、この件につきまして何かご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いしたいと思います。事前に配付しておりますので、皆さんも見ていると思っておりますが、特にご意見があればお願いしたいと思います。ございませんか。

それでは、この資料3の自己評価に対する意見は、自己評価結果と前回の議事録とあわせてホームページに掲載させていただくということでご了解をお願いしたいと思います。

次に、事務局から今後のスケジュールについて説明してください。

【倉富企画経営課長】 それでは、お手元の資料4をごらんください。今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

今年度の協議会の開催は、今回を入れましてあと4回の開催を予定してございます。また、下のところに記載がございまして、作業部会を2回予定しております。やや過密なスケジュールになってございますが、今期の提言をまとめるための開催となっておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

本日、第6回は、協議会テーマ、デジタル時代の都立図書館像につきまして、第3回と第4回でのご意見を踏まえて、事務局で論点整理させていただいたものをご説明させていただきます。皆様からご意見をいただくとともに、今後の検討に当たり、必要な資料や分析についてもあわせてご用命いただければと存じます。

第7回は9月を予定してございます。本日の議論を踏まえまして改めて論点整理を行いまして、討議を予定してございます。

第8回は11月から12月の間を予定してございます。ここでは、10月に予定している第1回の作業部会で検討いただく提言骨子をもとに、中間まとめを予定してございます。

なお、作業部会のメンバーにつきましては、5名程度を予定してございますが、9月の第7回までに事務局で議長、副議長とご相談の上、個別にご調整させていただきたいと考えてございます。

第9回は平成23年3月を予定してございます。今期の協議会の最後の開催となります。

ここでは、今期協議会のまとめを行うとともに、1月予定の第2回目の作業部会で作成される提言のまとめを行うこととなります。

今後のスケジュールにつきましては、以上でございます。

【中島議長】 事務局から今後のスケジュールの説明がありました。今後4回、この協議会が予定をされておりまして、そのうちの第6回目と第7回目では、テーマであるデジタル時代の都立図書館像、これについて論点討議を2回行いたいということ。それから、8回目で、設置された作業部会の提言骨子に基づいて中間のまとめを行い、最終的に第9回で提言をすると、このような運びにさせていただきたいと思いますが、何かご意見はございますでしょうか。どうぞ。

【糸賀副議長】 この今のスケジュールでももちろん基本的にこれでいいんですが、論点についてこういう形でまとめていくということについても異論はないんですけども、問題は、今直前に資料3で自己評価に対するこの協議会としての意見が出されましたよね。これを反映して、この図書館の運営方針のあり方を、多分23年度に向けて見直しをしていくんだと思うんですね。いわゆるPDCAのサイクルを考えたときに、我々、チェックをしたので、具体的なアクションがどういうふうにか起こされるのかということについても、どこかで議論したほうがいいのではないかと思います。

特に、図書館法が一昨年に改正されまして、あの中の7条の3、自己評価をやり、図書館協議会の意見を聞くという趣旨に改正されていますので、意見は出した、それがちゃんと次の計画に反映されているところを見届けないと、我々、任期を全うできないんじゃないかと思うんですね。

ですから、それが第7回なのか8回なのかわかりませんが、先ほどの資料3に基づく意見をもとに、どういうふうに図書館として改善のアクションをとっていくのかといったことの、部分的でもいいですから、報告なり議論はこの場でどこかでしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

【倉富企画経営課長】 自己評価に関しましては、前年度の、1年間のトータルのものについて評価をするという仕組みになってございまして、そういう意味では、例えば来年度については、今年度の3月31日までの評価をもってやるということになりまして、すぐに変えるというのも、実務上、難しいところもございます。また、今回の各委員の皆様のご意見の中で、例えば、満足度調査などの結果を重視した形で評価を行うべきだ、あるいは将来的なものを見据えて重点化を図るべきだというご意見もございましたので、全体

的なものを含めながら検討させていただければと思っております。

【中島議長】 検討していただくのはいいんですが、それを糸賀副議長は23年度から反映するとすれば、どこかでご説明いただく必要があるんじゃないかということなんですね。その辺はどうですか。

【糸賀副議長】 ちょっと確認したいんですが、今倉富課長が言われた3月というのは、今年度の末の3月という意味ですか。私、これ、21年度の評価に対する意見ですから、この前の3月末で21年度は終わっているんですよ。その評価の結果に対して、我々、意見を出したんだから、本来は22年度、今年度に反映、早く反映したほうがいいんですけども、既に事業計画は走り出しているからそれは難しいにしても、23年度にそれは生かすべきじゃないかと。それをある程度見届けないと、意見だけ出して、ちゃんとそれが反映されていなければ、やはり我々はちゃんと任期を終えられないんじゃないかという意味です。

【倉富企画経営課長】 その辺、ご意見を踏まえた上で、こちらでも検討を進めてまいりたいと思いますので、何かしらの折にご説明させていただければと思っております。

【森口中央図書館長】 来年度に活かす事項については、予算などの関係がありますので、あまり遅くならないよう第8回ぐらいには、来年度の方向性も含め、今進んでいるものと併せて報告したいと思います。よろしいでしょうか。

【糸賀副議長】 さらに補足ですが、そういう評価とアクション、要するにPDCAのスケジュールについても、たしかこの協議会で以前出されたと思うんですね。つまり、どういうふうはこの自己評価を実際に運営面に反映させていくかというサイクルも、今、前回の資料を探したらそこには入っていなかったんですが、以前、出されたと思いますね。多分、倉富さんがいらっしゃる前だったと思います。館長さんもいらっしゃる前だったと思いますが、それはちゃんと自己評価の報告書をこの協議会として出したときに、こういうサイクルで動いていくんだということを示したはずですので、それに基本的には基づいて、この成果をきちんと生かしていくべきじゃないかという趣旨の発言です。よろしくお願ひします。

【中島議長】 また時間とセットの中で今のご意見を大切にしたいと思います。

今後のスケジュールにつきまして、ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

それでは、今のご意見を踏まえまして、今後、このようなスケジュールで進めさせていただきたいと思ひます。

次に、本日の主要議題であります協議テーマ、これについて資料があるようでございますので、まず事務局から説明をしてください。

【倉富企画経営課長】 それでは、本日の協議テーマについてご説明させていただきます。説明の手順でございますけれども、初めに資料5-1で都立図書館の現状、それから資料5-2のデジタル化の動向について、一括してご説明させていただきます。ご質問をお受けしたいと存じます。その後、資料5-3の検討事項の説明を行いましてご議論をいただきたいと存じます。また、4時ごろ、休憩時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料5-1をごらんください。都立図書館における改革の取組及びサービスの現状についてでございます。

まず、左上の1のところをごらんください。都立図書館の使命でございます。都立図書館につきましては、運営方針というものを定めてございまして、主に3つの方針がございます。まず1つ目の丸につきましては、広域的・総合的情報拠点として首都東京の中核的公立図書館の役割を担う。それから2点目としては、都民及び利用者に等しく図書館サービスを提供するという事。それから3つ目は、区市町村立図書館との役割分担のもとに、都内公立図書館、学校、同種施設等と連携協力、支援を図るという3つの主な方針がございます。

その次、2の都立図書館の役割でございますけれども、そういった方針を踏まえまして、国と区市町村と次のような役割分担をしております。具体的には、緑色のところの部分をごらんいただければと思いますが、まず国立国会図書館につきましては、国内唯一の納本図書館として広範な資料を収集・保存をして、資料提供の最後のよりどころとして国民に対するサービスを行っているということで、研究者、専門家など、明確な調査目的の利用に適しているという図書館であろうかと思っております。

一方、区市町村立図書館につきましては、地域の情報拠点といたしまして、住民に資料や情報を提供するなど、地域の実情に即したきめ細やかなサービスを行っているということでございます。ただ、区域を越えた地域情報の提供ですとか、あるいは施設規模で課題解決を行うための専門書など、そういったものについては十分に蔵書規模等からとりそろえられない場合もあるということで、都立図書館、その上での役割ということでございますけれども、その上の1つ目の丸をごらんいただければと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、広域的・総合的情報拠点として区市町村では集め切れないような専門書です

とか高価本などを含めて、幅広く収集、提供を行うという情報サービス。それから、区市町村立図書館に対する協力支援ということで、図書館の人材育成に関する支援ですとか、協力貸し出し等を実施しているということでございます。

次に、3、近年の都立図書館改革の取組状況ということでございます。近年、社会経済環境が厳しさを増す中、個々人や組織が正確な情報に基づき的確な判断を行うためには、やはり図書館が持つ情報提供機能や課題解決支援機能が大きな役割を担うということが期待されているということでございます。そのため、2つ目の丸でございますけれども、現在、都立図書館におきましては、改革を継続的に実施してきているということでございます。

具体的には、緑色のところに記載がございます。図書館機能の再編ということで、地域分担から機能分担へという記載がございますけれども、これまでは中央図書館と多摩図書館が総合館ということで、地域を分けてサービス提供を行っていたということでございます。そのため、資料も一部重複しているということで、限られた予算の中で、先ほどご説明差し上げた専門書ですとか高価本など、幅広い分野で収集をしていく必要があるということから、1点収集、1点保存という観点のもとに、機能分担ということで、多摩図書館については雑誌や児童青少年に関するサービスを実施いたしまして、中央図書館ではその他の役割を担うという機能分担を図ったということでございます。

それから、中央図書館、多摩図書館、それぞれサービスの特色化を図ったということでございます。

また、日比谷図書館につきましては、個人貸し出しを中心に行っていた図書館でございます。また、区市町村とサービスが重複しているということから、千代田区へ移管したということでございます。

それから、4の現在の取り組み状況でございますけれども、今ご説明した一連の都立図書館改革において、積み残されている課題ですとか、急速に進展する電子出版物への対応を図るために、デジタル化の基盤を整備するというので、次のような取り組みを進めているということでございます。

まずサービス提供の基盤となります図書館情報システムの更新準備、こちらは23年の12月に更新予定でございますけれども、例えば多言語化対応ということで、検索の利便性向上を図るために、中国語ですとか韓国、朝鮮語につきましても、蔵書検索で対応できるようにする。また、検索機能の高度化により、例えば国会図書館のデータベースなどの

無料のデータベースを統合して検索できるようにしたりとか、そういったことを実現していくというものでございます。

続きまして、登録利用者制度等の導入の検討ということで、システム更新に伴いまして、個人ページを開設いたしましたり、例えばSDIサービスと記載してございますけれども、新着図書の配信サービスも実施する予定でございます。

それから、ホームページのリニューアルに向けた検討、電子書籍導入の検討ということでございますけれども、使いやすく、情報を探しやすくするホームページになるよう検討を進めていたり、電子書籍に関しましては、今後、都民のニーズなどを検証していけるような形で現在検討を進めているということでございます。

また、最後のところにデジタルコンテンツの拡充ということでございますが、都立図書館で所蔵している貴重資料につきまして、画像データベースということでデジタル化を図りましたり、江戸・東京デジタルコンテンツということで、東京の魅力や文化を世界に発信する観点から、楽しみながら学ぶことのできるコンテンツの作成等につきまして、今取り組みを進めているということでございます。

右側に参考までに都立図書館の概要、館内配置図を記載してございます。今後、ご議論いただく際にご参考にしていただければと存じます。

続きまして、資料5-2をごらんください。図書館を取り巻く書籍のデジタル化に関する動向でございます。

まず、電子書籍市場の動向についてご説明いたします。黄色いところをごらんいただければと思いますが、日本の電子書籍につきましては、現在、携帯電話向けが市場の約9割を占めてございます。右側のグラフの2009年度をごらんいただければと思いますが、大体580億円程度ということで、このオレンジ色の部分が携帯電話向けの市場ということになります。これが5年後の2014年度になりますと、この幅がそのまま赤いところになりまして、市場規模が2倍になるということでございます。この赤いグラフの部分が新しいプラットフォームということで、最近発売されておりますスマートフォン、タブレット端末、電子ブックリーダーといったものの市場ということになります。そういったことで、今後、電子出版物が普及していくという見込みでございます。

また、黄色い枠の下のところに、電子書籍に関する企業の動向というところがございまして、電子書籍の閲覧に適した端末の発売ということで、今年の5月にもタブレット型の電子端末が発売されてございますけれども、年内には他社でも電子書籍専用端末を

発売予定ですか、スマートフォンですかタブレット型端末の発売に関する報道もあるところでございます。

次に、電子書籍の配信サービスにつきましても、今年の秋から来年春にかけて、これまでも配信サービスというものはあったものでございますけれども、大手企業による本格的な配信サービスというのが次々実施予定ということで報道されてございます。

また、出版取次会社におきましても、例えば出版社から書籍の電子データを預かって、異なる端末ごとにそれぞれの形式に加工した上で配信をするといったサービスについても実施予定ということでございます。

また、電子書籍に関する業界団体の設立ということで、ほかにもさまざまな業界団体等がございますけれども、2つ挙げさせていただいております。出版社が加盟している業界団体が立ち上がったたり、中間段階での流通の関係の協議会についても立ち上がる予定ということで聞いてございます。

続きまして、2のデジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会のところをごらんいただければと思いますが、平成22年6月28日に3省が懇談会の報告を公表しております。今後、4つのワーキンググループを設置して検討を実施するというものでございます。

それぞれの検討会議の内容でございますが、1つは、著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議ということで、例えば絶版書籍については、著作権者の情報入手が困難なので、権利処理の集中管理について、その必要性を含めて今後の課題について検討する。

それから、デジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方検討協議会ということで、図書館による電子出版物の貸し出しなど、図書館のあり方についても今後検討を進めていく。

それから、日本語の電子出版に係るフォーマットですか、書誌情報のフォーマット、そういったものの標準化、統一化に向けても、今後検討を進めていくということでございます。

詳しくは参考資料をごらんいただければと思います。参考資料2に懇談会の報告を添付してございますので、こちらをお開きいただければと思います。41ページのところに「米国における図書館による電子出版の貸与」ということで、42ページの冒頭に記載してございますけれども、米国では図書館による貸与が一定の制限を加えた上で一般化しつつあ

るといふことで、アメリカの場合ですと、企業と協力をして電子出版端末を通じて貸与を実施しているという状況がある。

その下の③でございますが、我が国においては、電子出版の貸与というのはほとんど行われていないといふことで、ただ、図書館による電子出版の貸与をめぐるのはさまざまな考え方があるといふことで、33というところで、下のところがございますけれども、電子出版につきましては、物理的な品切れとか絶版みたいなものがなくて、電子出版市場の中で存在し続けるので、図書館の果たす役割はないのではないかというご意見ですとか、出版物のつくり手とか売手手が主体的に提供できない出版物に限って電子出版の貸与を行ったほうがいいのではないかとか、出版社等にとって非常に負担となるデジタル化等の連携、出版社等の販売に利する情報の橋渡しも期待できるので、小さくても始めることが大事であるといった指摘もございます。

次は、43ページをごらんいただければと思いますが、2段落目の「このため」ということになりますけれども、今後、関係者により進められる図書館による電子出版に係る公共サービスの具体的な運用方法に係る検討に資するよう、先行事例の調査ですとか図書館や出版物のつくり手、売手手の連携による実証実験の実施を進めて、国が側面支援することが適当であると、こういった流れになってございます。

それでは、資料にお戻りいただきまして、3の国立国会図書館におけるデジタル化対応についてをご覧ください。こちらにつきましては大きく3つございまして、1つ目は、インターネット情報の制度的収集といふことで、国、地方公共団体、これは東京都のホームページでも含まれますが、ウェブサイトの情報を収集して館内提供、承諾を得たものについてはインターネット提供を行っているといふことでございます。

それから、オンライン資料の制度的収集といふことで、先ほどご説明した電子書籍等につきましても、納本制度審議会において収集をしていくことが適当といふことで、今後、法改正が予定されているといふことでございます。

それから、大規模デジタル化といふことで、21年度補正予算が127億円といふことで、戦前期の刊行図書等につきましては、大規模なデジタル化を国会図書館において行われているという状況でございます。

説明については以上でございます。

【中島議長】 資料5-2ですが、2のデジタル・ネットワーク社会における推進に関する懇談会、このワーキンググループに田中委員が入っていらっしゃるんですよね。それも

ございます。それから、国立国会図書館におけるデジタル化対応、両方につきまして、何か補足してご説明する点がありましたら、お願いします。

【田中委員】 若干補足をさせていただければと思います。

この懇談会ですけれども、2つのワーキングチームがありまして、利活用のワーキングチームというのと技術のワーキングチームというのが開催されて、実質的にはそこでかなり報告書の案を検討したという経緯がございます。私は国会図書館からの構成員ということで、両方の検討に加わらせていただいたんですけれども、メンバーを見ていただきますと、国会図書館以外はほとんど公共図書館とか図書館サイドの代表というのが入っておられなくて、技術のほうで日図協の常世田事務局次長が入られてはいるんですけれども、一番中心的に利活用のルールというのを議論する利活用のワーキングチームというところは、大学の有識者以外は権利者、出版社、あるいは業界の代表の方が占めております。そういう意味で、私の印象としましては、必ずしもこれまでの公共図書館等の活動について、この委員の皆様が十分な認識を持っていらっしゃったという議論ではない部分がありまして、できる限りの反論はしたんですけれども、圧倒的に業界の皆様が全体としては多数を占めている委員会でもございましたので、今ご紹介のありました、デジタルネットワーク社会における公共図書館等の在り方を検討する協議会を設けるということになったんですけれども、これを設けるに至った議論の経緯といいますのも、例えばこの報告書の3ページのところのグラフは、出版物の売上高が年々著しく落ちて、かなり出版不況が浸透している。それに対して4ページのところは、公共図書館における登録者と貸し出し冊数というのが非常に増えている。この2つのことを見て、これ以上、図書館から本の貸し出しが増えるのは看過できないという議論が起こりまして、そういった議論を踏まえて、報告書の22ページというところに、利活用の議論の集約が載っているんですが、国会図書館からの見解はという部分がいろいろ入ってくる22ページから23ページあたりの議論のところ、この図書館の在り方検討協議会を設けるというくだりに至るところなんですけれども、本の貸し出しというのは図書館に行って貸し出しを受ける、それだけの時間も、行くという労力もかかっている。だから、図書館で本が無料で貸し出されても、ある程度まだバランスはかわるが、それがさらに自宅にいながら貸し出しを受けられるということになったら、それは電子書籍が売れなくなってしまって大変なことである。ですから、従来の物理的な本についてのルールというのは、電子書籍については抜本的に見直す必要がある、そういうことを議論するのがこの在り方委員会であるという結論なので、これは図書館のあり方

としては、正当性を欠いた議論であるように印象を持っております。

それを踏まえて、先ほどご紹介がありました42ページ、43ページのところの議論なんですけれども、ここも少なくとも公共図書館が図書館向けに販売されたライセンスを正式契約して、ライセンスを取得して、それを利用者に貸し出すのは、商行為にのっとなって正当な対価を払って図書館サービスとして電子書籍を導入するというのは全く問題がないことではないかと主張したんですけれども、図書館から電子書籍を貸し出す必要はないという議論をされる方もいらっしゃるって、そういった経緯がこの注の33のところ、図書館の果たす役割はないという極論的な主張が残っているというところなんです。今回の議論は、図書館のサイドから見ると、図書館の役割についての正確な認識というのが少し欠けているような議論がされたところは、ちょっと残念であったかなという、自分の力不足も含めてですが、そういう印象を持っております。

あと、国会図書館に関してのところでも補足をさせていただきますと、2つ目のオンライン資料の制度的収集については、この6月に審議会の答申をいただいたんですけれども、実現の見通しとしましては、再来年の平成24年ぐらいのタイミングでの法改正と実施ができればということで検討を始めているというのが現状でございます。

それから、大規模デジタル化については、21年度の補正予算ですが、予算は繰り越しの使用が認められておまして、22年度、今年度いっぱいかけて執行するという予定でおります。補足としてご説明させていただきました。

【中島議長】 ありがとうございます。

今の資料5-1と5-2につきまして、何かご質問はございますでしょうか。どうぞ。

【糸賀副議長】 むしろ田中さんに質問なんですけれども、今最後に言われた、公共図書館で電子書籍を貸与、貸与というふうに表現としてはするわけなんですけど、貸与を受ける場合に、一定の、無許諾で貸与ができるような契約でやれば問題ないという趣旨のことを今言われたわけですか。

【田中委員】 ここで例に引いておりますのは、米国における図書館での事例ということで、米国では公共図書館が契約を結んで、図書館の登録利用者が例えば自宅でも一定期間読めるような電子書籍を貸し出しすると、そういうことが図書館のサービスとしても定着しているから、同じように日本でも公共図書館がライセンス契約をして、登録利用者に対して電子書籍を一定期間、中を見れるような電子貸し出しという行為が成り立つのではないかということを説明したんですが、そもそも図書館がそういうことをする必要はないと

いう議論がありました。

【糸賀副議長】 今言われたようなことというのは、この報告書の中にどこか書かれていますか？

【田中委員】 いいえ。つまり、電子貸し出しを図書館がやることを含めて、検討が必要だという話として総括されているという、結論的にはそういう形なので、そういうやりとりがあった経緯は、そこまでは書かれていないんですけども。

それで、注の33というところには……。

【糸賀副議長】 注の33というと……。

【田中委員】 42ページですね。ここに書いてあるのは、図書館の果たす役割はないという部分は、先ほど言われましたように、電子出版は、つまり市場から供給し続けることができるので、図書館に行かないと利用できないということはもうなくなるんだということが書いてある。図書館が電子の利用については、もう何もしなくても、利用者の方はお金を払って買ってもらえばいいんだ、そういう主張がされたということです。

【糸賀副議長】 わかりました。かなりこの委員の構成を見ると、今田中さんも言われたように、これは相当苦労されたと思いますね。

もともと図書館を経由して流通させようと考えてはいないようなコンテンツを多分著者は想定しているんですよね。だから、ここにはコミックだとかケータイ小説だとか、その手のものはもともと図書館経由なんかじゃなくて、直で読者に配信したほうが多分ビジネスとしては成り立つと思うんですよね。

本でいえば、なかなか書店では売れないけれども、むしろ図書館が買い支えているような領域というのがあるわけですよね。こういうものはもともと電子書籍としては、今の段階では想定されていないんじゃないかと思うんですよね。だから、いずれ、これは電子書籍で流通する、私はコンテンツの問題だと思いますが、どういうコンテンツのものが電子書籍化されるかによって、図書館としてこれが魅力的な資料なのか、そうではないのかというのも決まってくるんだと思います。

この委員の方々が想定しているものは、直接ビジネスが成り立って、マーケットとして大きいものだから、そこに図書館を介在させて、無料で配信されたらたまらないと考えるのは、ある意味では無理からぬ話なんですよね。ただ、図書館が期待しているコンテンツと、この権利者側が想定しているコンテンツはもともと違うんじゃないか。そこでそもそもずれているような気はしますね。

最後に出てきた、2、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の懇談会で
すか、これについては、今度はちゃんと図書館関係者も入って、文科省中心で、主導で進
めていくということは聞いていますので、もう少しそこで図書館を含めたルールづくりと
いうんですか、バランスのとれたルールづくりの話になっていくんだらうとは思いますが。

ただ、今、この報告書、田中さんに何か所か指摘していただきましたが、確かに誤解と
いうか、相当誤解に基づく記述なので、これはどこかで、日本図書館協会なり、しかるべ
きところがきちんと言っておかないと、このままではまずいと思いましたね。

特に、この報告書の22ページ、今田中さんが指摘したところで、22ページの下のと
ころですよ。③というのがあって、「現状でも、実際に図書館で貸し出されている本はベ
ストセラー本や娯楽本が多く」というのは、これはそんなことはないで、これはもう既
に書協と日図協等が今からもう七、八年前、無料貸本屋批判があったときに、実態調査を
やって、そうじゃないということを明らかにしているんで、この辺の誤解は解かなくちゃ
いけないでしょうね。

このアンダーラインが引いてあるのは、これは重要な箇所に、やたらアンダーラインが
方々に引いてあって、みんな重要なのかなと思うんですが、アンダーラインが引いてある
ところと引いていないところというのは、何かお聞きになっています？

【田中委員】 アンダーラインの引いてあるところを会議の事務方が報告をされていま
したので、そのときはアンダーラインの箇所だけを読み上げていましたので、重要なとこ
ろという意味でアンダーラインを引かれているんだと思います。

【糸賀副議長】 よくわかりました。ありがとうございます。

【中島議長】 ほかにご質問はありませんか。どうぞ。

【小林委員】 今の田中委員と糸賀先生のお話から考えると、そもそも私たちが今回こ
の協議会で何を議論するかというところが、こちらの出された資料と違うんじゃないかな
という気がするんですね。この前提のところ、一番最初の1枚目の資料5-1の3のと
ころで言っているのが、世の中、こういう時代になりましたので、人や組織が情報、的確
な判断を行うためには、「知の宝庫」としての図書館が持つ情報提供機能が期待されてい
ないわけですよ、結局。期待されていなくて、今、確かに先生のおっしゃったように理解
されていないところはあるんですけども、ビジネスとしての力を持っている人たちから
したら、例えばデジタル時代に図書館なんか要らないだらうと言われているほうが、どち
らかという大勢になっている。だったら、そうじゃないですよということを使うのが

今回の私たちの協議会でやることのような気がします。何か間違っていますよねとか、図書館が今までやってきたことを皆さん理解されていないですよね。特に都立の立場として、違う図書館のところも含めて、こういうことができますよねという提言をしていくというのがこの方向のような気がします、どうでしょうか。この「期待されている」というのは、なぜ出てきたんですか。だれが期待しているんですか、デジタル時代に図書館が何かしろと。図書館の人以外は期待していないんじゃないか。

【倉富企画経営課長】 私どもといたしましては、都民、利用者に等しく図書館サービス、情報に触れていただくという趣旨が存在意義というところでございまして、例えば出版社で提供する情報というものについては、有料ということになりますけれども、そういう話になりますと、やはり経済的な格差に応じて書籍が提供できないということもあるのかなと思います。

【小林委員】 ですから、やはり図書館側がやりたいことですよね。お金がない人にも提供することが図書館はできますよと図書館の人が思っているということであって、都民から期待されてはいないわけですよ。期待しているのは私たち図書館側だけが現状なんじゃないですか。

【糸賀副議長】 ちょっとよろしいですか。私は期待されていると思うんですよ。

【小林委員】 そこが知りたいんですよ。

【糸賀副議長】 それは、さっきのこの報告書で想定しているコンテンツと、図書館が発信していくべき、あるいは収集するべきコンテンツがやっぱりずれているんですよ。それは、今の報告書がありますね。今日の参考資料2の報告書、6ページのところで、インプレスR&Dが電子書籍ビジネス調査報告書というのを、この報告書の数字以外、いろいろなところで見ると、ほかの数字と大きく違っていて、どのぐらい信頼できるのか私は怪しいと思っているんですが、この図8と図9を見ると、まず携帯電話向けの電子出版って大部分が電子コミックですよ。それから、PC向け、こちらは今後あまり伸びないと言われていますが、やっぱり電子コミックと電子書籍、文芸系とあと電子写真集ですよ。やっぱり図書館がもともと対象としてきたのは、こういう領域ではないと思いますね。だから、長く読み継がれたり、もう少しタイムスパンが長いところで知識だとか情報を扱っている領域の資料を図書館はずっと収集し、提供してきたわけですよ。そういうものってどうも電子書籍の市場では今のところ、今のところですよ、まだなかなかなじまないですよ。

そういうのをわざわざ電子書籍のルートを通じてダウンロードして、それで読もうという人はそんなに多くない。でも、電子コミック、電子写真集あたりは間違いなくこれで入手して使っていこうという人たちが多いんだろうと思うんですよ。

そうすると、例えば今小林委員が指摘された、図書館としては期待されているというのは、「知の宝庫」としての図書館がもつ情報提供機能や課題解決支援機能」、こういうものに生かせる書籍は、やはりまだまだ電子出版の中では中心ではないと思うんですね。こういうものではないところで図書館が、紙媒体には限りません。でも、電子媒体、デジタル化されたものも図書館は収集し、提供していくんでしょうが、コンテンツでやはり基本的に違っているんだろうと思います。こういうものをどうやってハイブリッド図書館の中で実現していくのかということ京都府立図書館としては考えていきたいんだろうと思いますね。

【小林委員】 いきたいんだろうと思うんですね。ですから、先生のまきにおっしゃるとおりで、そのところが1つの結論として多分そういう形になっていくと思います。それともう少し現実的に落としていくのが今回の私たちのお仕事だと思います。ただ、そこにいくのは、世の中から私たちが期待されているからというよりは、今までずっと図書館のことをいろいろ考えてきた人たちだからこそ、先生のようなプロだからこそ、見えている気が私はやっぱりします。外から見て、期待されているとは思えません。皆さんまだ気づいてないでしょう、でも、図書館にはもっといいところがありますよねということ言うのが今回の役割の気が私はします。

【糸賀副議長】 その点は私も同意するんですけども、期待されていないか、それから期待しているのは図書館関係者だけかということ、そんなことはないと思いますね。この報告書の中でも、特に権利者側、あまり固有名詞は挙げたくないんですが、やはり図書館は相変わらずベストセラーと娯楽本を貸しているんだとずっと誤解し続けているわけですよ。そういう人たちからすると、確かに図書館なんかもともと期待していないどころか、世の中にあることすらおかしいと思われちゃっているんですよ。そうじゃなくて、もう少し良識のある人たちは、本来図書館が果たすべき役割がどうなのかをわかっているわけだし、その中で電子化を進めていく、あるいはデジタル化を図書館も進めていく、そうした中で、商業ルートに乗らないもので、図書館ならではのサービスがあるということはいくらもわかっていると思います。そういう方たちはやはり図書館に期待するものは大きいと思います。それは決して図書館関係者だけが仲間うちで自己満足的に記載しているわけじ

やなくて、周囲の期待というものも当然あると思います。

【小林委員】 もちろんゼロではないと思いますよ。ただ、あまりにも世の中の大勢からしたらそれは小さくて、だからこそもったいないんじゃないかなと。

【糸賀副議長】 もったいない？

【小林委員】 もったいないというのは、ここでみんながこの図書館の力をわかっていないんだからこそ、私たちは伝えてあげなくちゃいけないんだなというマインドが必要なんじゃないか。期待されているから、私たちが提言を出すのとはちょっと話が違う。もっと能動的に働かなくちゃいけないと。長年こういうことをやっても、やっぱりまだまだ普通の人には図書館のおもしろさというものがわかっていないことがあまりにも多過ぎると思います。それは、やはり狭いところだけでやっているから。先生おっしゃったように、外に出していくとか、だれか言わなくちゃいけないよねと。ちゃんとスピーチするのが今回の1つの大きな流れになっていくべきだし、それも都立だけではなくて、図書館ってそもそも何をやる場所ですよというのはだれもわかっていない。それはやっぱりちゃんとやってあげるといえるのがもっと必要だと思う。

【糸賀副議長】 そういう意味での図書館側のPR不足といいますか、社会に対する認知度を上げる努力はやはり足りない部分があります。だからといって、ここに書かれているような全く図書館は……。

【小林委員】 期待されていないというのはあれだと。

【糸賀副議長】 それも誤解だとは思いますがね。

【中島議長】 ほかにご意見がなければ。

資料の説明がもう一つありますので、先へ進みたいと思います。では、5-3、お願いしたいと思います。

【倉富企画経営課長】 それでは、ポイントを中心にご説明させていただきます。資料5-3をごらんください。デジタル時代の都立図書館像に関する提言に当たっての検討事項等ということでございます。右側にこれまでの協議会での主な意見と記載させていただきますけれども、こちらにつきましては、第3回、第4回でご発言いただいたご意見につきまして、項目に沿ってまとめさせていただいているものでございます。その内容につきまして、事務局で要点整理といいますか、論点を検討事項としてまとめさせていただいたのが中ほどの主な検討事項（案）ということでございます。

こちらにつきまして、たたき台としてお示しさせていただきましたので、ご説明させて

いただきたいと思います。

まず、デジタル時代における都立図書館の役割及び目指すべき方向性ということでございます。まず、デジタル化された情報の活用とその影響ということでございますけれども、まず2つの視点でまとめさせていただいております。1つは、デジタル化が進行する社会の中で、都立図書館がその役割を果たすとともに、都民の読書活動の維持・喚起を図るために、デジタル化のメリットを生かしてどう活用していくことが必要なのかという視点。

それからもう一つにつきましては、デジタル化を推進していくということで失われる危惧がある面にどう対応していくことが必要なのか。例えば、場を活用して、図書への興味・関心を呼び起こしたり、図書、読書を通じてコミュニケーションを仲介したりする。そういった機能についてはどう考えていくのかということがございます。

四角に記載してございますのが、先ほど資料5-1でご説明したものについてポイントでまとめさせていただいたところでございますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

それから、提言の期間でございますが、私どもといたしましては、5年間程度の期間で実施できる事項、実施に向けて分析・検証を行う事項などを明確化していただきたいと考えてございます。

それでは、1枚おめくりください。首都東京の図書館としての役割ということでございますが、図書館の役割としては、まず首都東京の図書館であるということについて、念頭に置く必要があるかと思っております。その中で、東京の特性を踏まえたデジタル化対応ということで、東京の特性としては、1つは大都市であるということもさることながら、島嶼地域も抱えてございます。そういった中で、地理的・時間的・身体的な制約にとらわれずに情報にアクセスできるというデジタル化のメリットを生かして、どのようなサービス向上、ないし区市町村への支援を行うことができるかということでございます。

今後の国の検討状況についてもいろいろお話があったところでございますが、検討の視点としまして考えられるのが四角に記載してございます。例えば、多摩図書館については、雑誌、児童、青少年サービスを現在担っておりまして、中央図書館がその他のサービスを担っているということでございますけれども、デジタル化の対応によりまして、これらを相互に補完するということも考えられるのかなということ。それから、島嶼地域とか遠隔地へのサービスみたいなものについても、なかなか都立図書館の場所に来れないという方へのサービスというものも考えられるのかなと思います。

それからもう一つは、資料のデジタル化ということでございます。やはり都民の財産となる資料をお預かりしているということで、そのような貴重な財産をデジタル化を行っていくという場合の範囲、提供方法をどのようにすることが適当なのかということでございます。

もう一つは、都政情報の収集ということで、現在、行政資料がウェブサイトで公開されてきているという中で、印刷されない資料も多いと想定されます。そういった中で、ウェブサイト情報というのは更新頻度が非常に高く、費用対効果の面でも課題があるような中、どのような形で収集・保存を行っていくのか、あるいは行う必要があるのかということでございます。

1枚おめくりください。次に、広域自治体の図書館としての役割ということで、直接サービスについて記載させていただいております。デジタル資料によるサービス提供ということで、調査・研究に有効なデジタル化資料が今後増加することが見込まれる中、都民が均等なサービスを受けられるようにするように広域自治体としてのサービス提供を行うためには、国や区市町村との役割分担の中、どのような取り組みが必要なのか。また、豊富な紙の資料を有する強みを生かして、場としての図書館の機能をどう活用していくのかということでございます。

四角で囲んでおりますのは、例えばということで、電子的なサービスとして考えられるものについて記載させていただいております。ただ、こちらにつきましても、当然コンテンツのこともさることながら、提供元の確保、経費等の課題がございます。

続いて、レファレンスサービスということでございます。デジタル時代に対応したレファレンスサービスのあり方がどのようなものであることが適当なのかということでございます。四角囲みのところにつきましては、利用者自身の課題解決の支援ということで、レファレンスサービスの向上の部分について記載させていただいております。

また、図書館からの情報の発信・提供ということで、さまざまな情報資源に対しまして、都立図書館としての付加価値をつけて発信、提供することで、利用者の増加、サービスの向上を図るためには、どのような視点、取り組みが必要なのかということでございます。四角囲みで記載させていただいたところにつきましては、先ほどご説明したとおり、登録利用者制度等を活用してサービスの向上を図るなどのこともできるのではないかとということでございます。

1枚おめくりください。広域自治体の図書館としての役割ということで、間接サービス

ということでございます。デジタル化資料につきましては、非常にネットワーク化に適しているという特性を有しますことから、区市町村立図書館、それから学校、専門図書館など、新たな連携を図って、新たな支援なりサービス向上を図ることが何かできないかということでもとめさせていただいたところでございます。

説明については以上でございます。

【中島議長】 この5-3につきまして、何かご質問はございますか。休憩を挟んで、休憩後に議論を再開したいと思います。5分程度お休みしましょうか。

【倉富企画経営課長】 休憩のお時間につきましては、5分程度でよろしゅうございましょうか。そうしましたら、4時5分ごろに再開ということで、よろしくお願ひいたします。

(休 憩)

【中島議長】 それでは、再開しますが、今休憩中に前回の会議録の修正版が届きましたようなんですが、事務局からご説明していただけますか。

【倉富企画経営課長】 ただいま参考資料1ということで、第5回定例会の議事録につきまして配付させていただきました。こちらにつきましては、事前に各委員の皆様からご意見をいただいたものにつきまして、修正済みのものがございますので、後ほどご確認いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【中島議長】 ありがとうございます。

それでは、早速議論に入りたいと思います。先ほどの資料1から資料5-1、2、3につきまして、どの観点からでも結構ですから、順次ご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

【千野委員】 先ほどの懇談会の中の議論の話で非常に象徴的だったと思うのですが、図書館とは何かというところで実は非常にぶれる部分が無理解の根底にあるというお話ですが、だれも実はきちんと定義をしておかなかったわけですね。無料貸本屋と思うのもその人の図書館観であり、それはおかしいよと言っても声は届かないわけですね。となると、図書館のほうで定義をしなければならないのですが、例えば基本的な役割と5-3の資料にある、デジタル時代における基本的な役割は何かという議論も、この言葉の定義をきっちりやっけていかないと議論はいろいろなところで紛糾するだろうということを危惧しております。

例えばデジタル化のときにアウトリーチの問題というのは必ず出てくるわけですね。では、

そのアウトリーチの人だけ身障者手帳みたいにアウトリーチですよとカードを渡して、その人にはフルサービスをやっていくべきだと思いますが、例えばだれもが入れるパブリックな図書館のスペースで、アウトリーチの話を持ち出されると、インリーチの私などは困るわけです。どの辺までアウトリーチの対策で、どの辺までインリーチなのかということについては、議論がなされたことがないので、すごく耳の後ろがかゆくなってきます。

ですので、こういう時代で、図書館のあり方を根底から破壊しかねないような技術革新がこれから数年で進むときだからこそ、我々自身が何となく使っている言葉の再定義はぜひとも必要であると思います。これは意見というよりは感想です。では、どうしたらいいかという部分ではなく、そこを逆にあまりはしよることなく、私はこう考えますというところをとりあえず言葉に出して確認しつつ議論を進める必要があるのではないかと感じました。

それで、例えば先ほど糸賀先生がおっしゃっていた部分で言いますと、電子コミックやデジタルデータというのは、本来の図書館の収集とは違うものだとおっしゃっていましたが、広島市にまんが図書館があり、100年後の人たちが日本の風俗を見るには、漫画というものが何よりの手段であると考え、そこも先生の話聞いて僕なりにひやっと感じました。100年後の人たちに説明できなくなったらどうしようと思うわけですね。

そういう部分で言うと、そこもやっぱり私の最初の話に戻ってくるんですけども、位置づけ、立ち位置みたいなものははっきりして、例えばゴールとして、マニフェストにして、こういう図書館にしますというような明らかにする作業が必要ではないかと思えます。

実は、私が言いたいのは、それはみんな同じですが、そのときに、言葉は少し丁寧に、自分の気持ちを説明しながら行う必要があると思います。これは意見というより感想です。

【中島議長】 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

【齊藤委員】 先ほど田中委員がご報告された、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会についてですが、そのソフト、ハードを含めた業界の方々が多く入っておられるところで、図書館とこれから電子出版を進めていこうとするビジネスチームの間でなかなか良好な話ができなかったように伺いました。ただ私は別の新しいビジネスモデルを立ち上げる時、現職の大学の広報という立場じゃなくて、前職

の次世代DVDフォーマットをつくるところで同じようなことを経験したんですけれども、ビジネスモデルを立ち上げようとする最初のときは、できるだけ、たとえば映画のコンテンツの権利は守り、それ以外のものを排除しようとするんですね。ですから、絶対コピーさせないようにするとか、そういう仕組みをどうつくるかということに熱心です。1回でもコピーされたら、それは業界にとって大打撃だということで非常に神経質になります。しかし、それを厳密にやりすぎると、ビジネスが伸びないんですよ。それで、回数を制限してコピーさせるとか、クオリティーを落としてコピーさせるとか、そういったことでグレーゾーンができてくるんですね。そしてもっとビジネスを広げようとする、ある程度は無料で提供して、なじんでくれる人を増やし、グレードの低いものもある程度無料で触れさせておいて、その後にきちんとしたグレードの高いものを売りましょうという、そういうふうにビジネスモデルって変わってきます。ですから今は図書館が目の敵にされているかもしれませんが、おそらくビジネスモデルが成熟していく段階で、かえって今度はそういった業界団体が図書館というものを、ある程度ローグレードのものをたくさんばらまくための場として意識しはじめていると思うんです。そういった役割を図書館が甘んじて受けるかどうかというのは、またそのときの図書館側の議論だと思いますけれども。

ですから、今は図書館を目の敵のようにしていますけれども、いずれビジネスを大きくしようとしたら、これだけ本に親しもうとしている人が来ている場所なので、そこで電子出版に触れる機会を与えるということは、潜在的な顧客を掘り起こすことになる、ということで、いずれ各種デジタルコンテンツを無償に近いかたちで図書館に預けることになっていくと思います。

ですから、今の段階はいろいろ誤解もあって、目の敵にされているところもあると思うんですけれども、こういった電子出版の今の動きを見ていると、オーディオとかビデオの時代のコピー制限をどうしようかという話から比べると、かなり早く進んでいますので、二、三年ぐらいで図書館がそういう有力なメディアとして見られ始めるのではないかなと思います。そのとき、そのような電子出版企業側からの申し出を逆手にとってうまくコンテンツ無料配布の仕組みをつくるということは、ビジネス的には考えられます。公共図書館ですから、ビジネスを立ち上げる場所ではないと思いますけれどもユーザーである来館者の立場に立てば、そういうことも可能です。

【中島議長】 どうぞ。

【岡本委員】 私もこの3省懇のを読んで、結構、3省懇の個別の委員会で提出されて

いる資料とかを読むと、ほんとうに田中委員のご苦勞が察せられるんですけども、2点
思っ、今の一連の議論の中でも出ていますけれども、1つ大きく、どちらかというと、
ベタな点で言うと、やはり一定の対策をきちんとしたほうがいいなというのは思っいま
して、正直、この3省懇の中で、言っみれば、出版業界にとっては図書館、リスクなの
で、リスクをつぶすために発言している方がやはりいることは事実だと思っます。それは、
先ほど糸賀先生が言われたように、図書館協会なり都立図書館としてでも、やはりきちん
と間違っている部分に対して意見表明をする必要があるのではないかという気が1つして
います。

もう一つ、今、その方なんかは例えばウェブ上の記事なんかでも、グーグルより悪質な
NDLぐらいの勢いで記事を書いているんですけども、要は、今出版の方と大体話して
いると、グーグルとかアマゾンとかアップルは、もしかしたら一定の利益をもたらしてく
れるかもしれないような構図になってきたので、まあまあ許容できるようになってきたの
に対して、NDLに対する風当たりが強いのは、要するに、彼らからすると大きな意味で
の市場性みたいなものを実感できないからだという気がしています。

出版の人なんかと話していると、書籍の全売り上げに占める図書館の比率というのは
数%しかないからねということをよく言われるんですけども、この部分をどう説得して
いけるかではないかなと思っまして、図書館で実際購入できる冊数というのはもちろん限
りがあるわけですけども、実際、図書館がショーケース機能を果たして、図書館で
借りた本を買うという行動は一定程度必ず存在していますし、あるいはそれこそ、小林さ
んのところなんかは、売るということまで踏み込んでいますし、今回の報告、一連
のこの検討の役割として、図書館にはどういふ大きな意味での市場可能性があるのかとい
うこと、あと先ほど千野委員が言われた、そもそも図書館とは何ぞやというあたり、言っ
てみれば、3省報告書に対するまともな反論といっますか、それぐらいのものを指すとい
うのがやはり大切な落としどころではないかなという気はしています。今のところ、こ
れが唯一のデジタルネットワーク社会における知識情報流通のあり方に関してのまとまっ
た意見だとなっってしまうと非常に悲しいという印象は抱っております。

ただ、市場可能性みたいなところに踏み込んだ発言というのは、今まで確かに図書館の
世界からあまり出てきていないので、そこに図書館というものが世の中全体の大きな経済
性の中で見たときに、きちんと経済にも影響を与えてきたはずだという主張が織り込めな
いかなと個人的には思っております。

【中島議長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【田中委員】 デジタル情報をどう活用していくかという議論だとしますと、やはりデジタル情報のすぐれている点と、逆にマイナス面というのをきちんと踏まえた上でデジタルを導入するということが必要だと思うんです。今ここで提案というか検討事項として挙がっている中で、少しその辺の分析がもう少し踏み込まないといけないんじゃないかなと思うこと、感想的にちょっと述べさせていただきたいんですけども、1つは、やっぱりデジタル情報は、もちろん時間や地理的、身体的な制約に影響されずというのはもちろんそうなんですけど、でも、それは例えばインターネットを通じて提供できるという前提が可能であった場合なので、それは例えば商業的に取得しているものをインターネットで流すというのは、別途、権利許諾が必要か、お金を払うか、何らかのことがない限りできないわけですから、私、国会図書館ではほとんどのもの、電子LANでもそうですけれども、来館しないと利用できない。電子、本来、地理的な制約とは無関係に技術的には提供できるはずのものが、やはり別途の制限によって来館しないと利用できないのが電子情報資源だという、そのジレンマにずっとなっているんで、そこはかなり整理しないと、どういうものをどういう条件であればそういう地理的な制約に関係なく提供できるのかというところは、そこを飛ばしてしまうとかなり乱暴な議論にしかならないだろうと思います。

それから、所蔵資料をデジタル化するというのも、やはり普通に考えた場合には、本をただ読むだけであれば、本は本として読んだほうが便利なのであって、国会図書館が120何億使ってデジタル化するというのも、国会図書館の場合、時間をかけて、1冊しかない納本の資料は、保存のために確保しなきゃいけないので、それで書庫から出してきて、それを利用するという時間というのもありますし、現物をなるべく使わないで保存したいというのがあるので、代替としてデジタル化というのがあるんですが、本文が画像でしかないところのデジタル化というのは、決して便利がいいものではない。どこに何があるか、かえって一覧性が落ちますから、デジタル化してメリットがあるのは、ほんとうは全文検索ができるようなところまで整備すれば、デジタル化のメリットって出てきますけれども、単に画像でデジタルデータにしても、それだけでは使い勝手がいいものではなくて、むしろ紙よりも利用の便は悪くなると考えたほうがいいと思います。

ですから、逆に、検索するとかデータベース化するとか、あるいは引用ですぐ他の文献に飛んでいくとか、そういうデジタルデータとしての利便性を活用しないでデジタル化というのは、ほとんど意味がない議論だと私は思います。

それから、デジタルデータというのは、もう一つは脆弱ですから、やっぱり保存するにしても扱うにしても、そこはお金もコストも逆にかかるというところがありますので、いろいろなことを考えると、デジタル化というのは使い方とか導入すべきポイントというのをきちっと見きわめないと、そこは違う議論になっちゃうのかなという危惧があります。

私が考えるデジタル化と公共図書館のサービスというところとしましては、やっぱりロングセラーとか古い資料でスタンダードな資料で、図書館の限られた書庫のスペースの中で持ち切れないものについて、検索できるような全文のデータを持った形のデジタル資料をデジタルデータの蔵書として持つことによって、スタンダードな基本資料を増やすことができます。それによって品切れ、絶版で入手できないようなものを含めて、デジタルの書籍を蔵書として膨らませることができて、しかもそれは検索までできる利便性の高いものとして導入できれば、かなり効果があると思うんですけども、逆にそういう使われ方をする必要がない本をデジタル利用の契約をしても、あまり意味がないのかなというのが考えです。

【中島議長】 ありがとうございます。

【野末委員】 多分、今日は自由に意見を言っているのだろうと理解をしております。2点あります。

1点目は、皆様のご意見も伺いながら考えていたのですが、そもそも図書館の役割というところにもしもさかのぼるとすると、例えば知る権利の保障であるとか、学習権、学ぶ権利の保障であるとか、そういう話になるのだと思うのですが、そうなったときに、デジタルのものについて、何をどこまで、どの程度保障すればいいのかという話に多分なると思うのです。そうすると、コンテンツに注目すれば、例えば緊急性の高いものとか生命に関わるようなコンテンツだとちゃんと保障すべきで、そうでもない娯楽的なものと緊急性がないので、そこまで保障しなくていいじゃないかという議論がコンテンツという点で、ひとつあり得るだろうと思います。どうすべきかというのはまた別の話で、今は視点の話だけなのですが。

それから、特に、個人的には利用者という点もあると思います。先ほど千野委員がおっしゃったことは多分それにかかわっていて、経済的な理由、あるいは地理的な理由、その他の理由で情報にアクセスする機会が乏しい方々——いわゆるデジタルデバイドですね——に対しては保障するのだということも議論としてはあり得るだろうと思います。利用者をグループ化、セグメント化してとらえる考え方ですね。

多分、大きく分けると、まずはその2つぐらいでしょうか。あとは、それに時間軸を加えた、例えば一定期間経過したらどうという話——漫画の保存というのが出ましたが——もあるのかなと思います、大きく分けると2点かなという気がします。

そんなところを大きくとらえて議論していく必要があるかなと。特に公共図書館になると、日本の場合は社会教育機関ですから、そういう観点でとらえていくと何か議論ができるのかなと思います。

それが1点目で、2点目は、これは今回資料5-3に対してなのですが。今のお話は図書館一般の話ですね、少なくとも公共図書館一般の話だと思のですが。我々の議論はそこまできちんとさかのぼってやるのか、それとも都立図書館、都立ならではの、だからこの部分に絞っていくのかというところなのですが、それはどうなのでしょう。この5-3を拝見すると、都立だということにやや絞った形の議論を想定しているように拝読しましたが。国会でもなく市町村でもなく他の道府県ではなく都立だというニュアンスがかなり強いと思うのですけれども。もちろんその議論をするのは当然必要だと思うのですが、その前段階として図書館一般、少なくとも公共図書館一般の話をしておくのかどうかというのは、確認をしておいたほうが良いと思います。あるいは、するのであれば、そこは切り分けてやったほうが良いのかなということです。

あとは、つけ加えになるのですけれども、先ほど岡本委員がおっしゃったように、また田中委員が危惧されているように、この報告は少々懸念があるので、可能な範囲でこの協議会でも一定の認識というか見解を——はっきり述べるかにじませるかとは別として——述べることに私も賛成です。

以上です。

【中島議長】 どうぞ。

【池山委員】 私はずっと役人をやってきましたので、ちょっと皆さんとは少しあれなのかもしれませんが、デジタル時代というよりも、都立図書館の役割ということはやはり押さえなくてはいけないのかなと思うんです。私どもは区市町村、区の図書館をやっているのですけれども、公共性ということからいきますと、100%、都民の税金で賄われる図書館だったとすれば、やはり利用者にとっての利便性、あとはやはり公平性だろうと思います。

先ほど千野委員からアウト、インというお話が出たんですけれども、アウトの方たちにも極力サービスを提供するという、そういった役割は負っているんだと思うんですね。そ

こら辺が今回の都立図書館のあれで、中央図書館が1つ、多摩図書館が1つという役割については、島嶼も含めて、都民であれば極力公平にサービス提供というのは必要だろうと。そういったところにデジタルという新たな技術革新ができたところに、これをどう活用していくかということもすごく都立図書館にとっては大切なところなのかなという気がいたしております。

それともう一つ、貴重な資料についての保管というのも、これはやはり公共の図書館に課せられた役割なのではないかなというのがあります。先ほど漫画がどうかということで、100年先に保存するという、私もそうかなとちょっと目からうろこでお話を聞いていたんですけども、それも1つの役割を負っているのかなという気がいたします。そこに商業ベースとどうすみ分けをして優遇していくのかというのはあると思うんですけども、私はやはり公共性、公平であるということは1つ押さえていただきたいと考えております。

済みません、申しわけございませんが、ちょっとお先に。

【中島議長】 ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

【岡本委員】 今年5月にワシントンでガバメント2.0エキスポというのがありまして、米澤さんのN I Iのところの研究で私も行かせていただいたんですが、要するに今、数年前にウェブ2.0というのが非常に話題になって、それを言った同じ方が今アメリカでそういうムーブメントを起こしているんですけども、デジタル情報技術を活用してより効率的な政府運営を考えていこうという流れで、大きく3つテーマを掲げていて、1つは、コラボレーションを促進しよう。役所と民間であったり、役所と市民であったりというコラボレーションですね。もう一つが市民の政治参加をより豊かにしていこうというのと、最後は、政治や行政の透明性を高めようという流れで、具体的には例えばアメリカでザ・コモンズという取り組みがあって、アメリカの議会図書館なんかが持っている収蔵資料のうち、主に写真資料ですね。やはり図書館としては、歴史的には扱いが低くて、まだ整理が追いつかない、整理が追いつく当てもあまりないものを全部デジタル化してウェブで、民間のサービスを使って公開。2年間で2万件ぐらい、実際に市民から非常に有用なコメントが寄せられていると。

そういう事例の発表なんかいろいろあったんですけども、今回、このデジタル時代のという話でいったときに、結構電子的なサービスの場合、それこそ今のご発言にもあり

ましたけれども、直接的な納税者、いわば自治体の市民に対するサービス以外のところまで、どこまで広げていくかという議論がいろいろ出てきて、そこがややこしいところになるなと思うんですけれども、1つデジタル技術の活用として私が非常に示唆を受けたのは、むしろ積極的に発信していくことは、都立図書館自体のコンテンツを豊かにする。それがひいては結局都民に対するサービスの向上につながるという考え方ができないかなと思いました。

最近、やはりデジタル情報系の、デジタルライブラリー的なコンテンツをつくる時に、やはり大学であれ公共図書館であれ、いわば直接的な利害関係者以外の利用のほうが多い。それが例えば大阪府知事が大阪府立図書館のレファレンスサービスは無駄だという発言をされたのが非常に象徴的だと思うんですけれども、そういう議論と一線を画すために、むしろ積極的にデジタル的なライブラリー機能を高めていくことは、都にとってプラスなんだ、都の資産価値を増すことになるんだという議論を1つ組み込めたらよいかなのというのが、私も先々月、行ったとき非常に示唆を受けたのと、実際、議会図書館の方ですとか、そういうことをやっている方にいろいろインタビューしたんですけれども、やはり皆さんはそこを非常に戦略的に考えていて、今言ったようなロジックを持っている。

今のところ、日本では残念ながら、図書館の中でガバメント2.0という流れはほとんど聞かれませんが、中央省庁で経産省あたりが少し頑張っているという状況なんです、今回の提言の中でそういう要素を盛り込めると、やはり首都の図書館としての面目も立つてよいか。ちょっとそこは打算的ですけども、思っております。

【中島議長】 なるほどね。どうぞ。

【米澤委員】 先ほど小林委員から多分ご指摘があったところで、なるほどなと思ったのですが、今回、こういうデジタルの出版というビジネスの領域で明らかになってきたと思うのは、改めて図書館ができることとか、図書館の魅力というところが知られてないということです。もちろん、ビジネスというか経済効果的なところも観点としてはあるのかもしれないのですが、やはりもう一度、特に公共図書館が果たす社会的役割、あるいは教育的役割というのを再認識してもらう必要があると思います。そのためには、今デジタル時代ということなので、デジタル時代にふさわしいイメージ戦略とか、もっと図書館を簡単にわかってもらうような広報戦略を立てていく必要があるのではないかなと思います。

すぐ思いつくのは、例えば動画をつくってユーチューブで配信するとか、ちまたの人々に、本当に図書館はこんなに楽しいんだよとか、こんなふうにして使えば便利なんだよと

か、行ってみるとこういうことができるんだよということを、今までの広報のルートとは違った形でやっていく必要があるのではないかなと思いました。

あともう一つは、デジタル化、特に資料の保存といったとき、これは皆さんご存じだと思えますけれども、やはり国会図書館の役割というのは非常に大きくて、そこに任せられるところは任せてしまって、なるべくそれ以外のところに都立図書館としての力を注ぐというのも大事ではないかなと思います。

もう一つ、統合検索でいうと、最近「カーリル」という非常に便利な統合検索サービスが出ています。これは魅力的ですし、ある意味で統合検索はこういったところに任せてしまって、利用者はそちらの方を好むんだからそちらに任せてしまって、都立図書館としての資源はもう少し違うところに投下していくということも重要ではないかなと思います。みんながやっていること、同じことをまた都立図書館がやるのではなくて、違うところに力を入れるといった戦略も必要だと思います。

以上です。

【中島議長】 どうぞ。

【千野委員】 先ほど岡本委員がおっしゃった、懇談会の報告については、私はもっと前向きに意見を言うべきだと思います。ホームページで言うことよって、この図書館の立ち位置を示す機会になるかと思しますので、言っていただきたいと感じた次第です。

それともう一つ、先ほど申し上げたポイントで、今日の議論を聞いていて非常に隔靴搔痒な部分があるのは、資料5-3で使われているデジタルという言葉を私なりに分類すると、4つぐらいの意味が混在しているので、どのデジタルなんだろうと翻訳して読まなければならない。

例えばデジタルと言ったときに、ネットワークとしてのデジタルと言っている部分と、アーカイブとしてのデジタルと言っている部分と、電子図書に対する対応にという意味でのデジタルと言っている部分と、新しい分野のコンテンツという意味でのデジタルと言っている部分などいろいろあって、議論もあっちこっち行っているような気がします。

ですから、2枚目の東京の特性を踏まえたデジタル化対応、これはインリーチ、アウトリーチの話が含まれていると思いますが、これはネットワークを利用するデジタルとして議論を詰めていかないと、だれかが何か一言言って、それでぱっと虚空に消えていく、そういうものになりかねないという流れがあります。

もう一つは、デジタル、デジタルと言うことによって、逆に明らかにしやすくなるのは、

アナログのよさは何かというところだと思います。それはまた紙のほうの保存とか何とかという言葉で少しずつ出てきているんですけども、ここもきちんと分類して分けていくと、図書館とは何かと最終的に意見をまとめていく上で、はっきりするものがあると思います。

それで、皆さんの話を聞きながら考えていたのは、アナログとは何か、図書館しかできないことは何か、ということです。かねてから思うのですが、それは司書だと思うのです。ですから、デジタルの時代になったら本はあってもなくても構わない。でも、司書の方が30人いたら、それは図書館かもしれない訳です。その30人の方がパソコンを打ってて、その人たちが知恵をかしてくれる、ひょっとしたら50年後はそれを図書館と呼ぶのかもしれないと考えると、1つのアイデアとして、デジタル時代に図書館として存在感を高めるには、司書の方をどういうふうに効果的に知の支援に使っていくかというアイデアが出てくると思うのです。これはほんとうに思いつきですが、そういった意味で私が言いたいのは、デジタルというのを少し分類して議論を一個一個煮詰める作業が必要であるということと、報告書に対して意見を言っていきたいと思いますということです。ありがとうございました。

【糸賀副議長】 皆さんのおっしゃること、それぞれもつともだと思うんですけども、私、多分2回ぐらい前のこの協議会の場でも言いましたけれども、このデジタル化の動向、あるいは電子書籍への図書館としての対応を考えるときのキーワードは、私はやっぱり公共性だと思いますね。さっき池山委員が言われた意味とちょっと違うんですね。

結局、図書館は税金を使って公共原理で動くわけで、市場原理で決して動くわけではないですね。具体的に公共性といったときに考えられるのは、外部経済性なんですね。直接この図書館を使う人だけじゃなくて、それ以外にもちゃんと便益とか効果が波及するという外部経済性を考えた上で、コンテンツの取捨選択をするんだらうと思います。

だから、今日、こういうテーマでデジタルとアナログという対立軸で議論が進んでしまっていますが、私はそれはあまり関係ない話で、要は紙に印刷されたものであっても、デジタル化されたものであっても、コンテンツとして公共性が見込めるようなコンテンツは当然収集していくべきだらうと思うんですね。

それは別の言い方をすると、市場が失敗するところですよ。今市場が成り立っているところに対して、図書館が同じようなことをやったら、それは当然民業圧迫と言われるわけですね。この3省懇談会でも、要は言い方は別ですが、民業圧迫しないでくれと言って

いるんだろうと思いますね。一方で、とにかく民間がビジネスとしてやろうとしているところに、図書館が税金を使って介入することで、自分たちのビジネスがやりにくくなるんじゃないかということだけを心配しているんだろうと思います。

典型的な、つまり、図書館のデジタル化になじむのは、別に私はそれだけと言うつもりはありませんが、地域資料とか行政資料と呼ばれているものだろうと思いますね。こういうのは電子書籍のビジネスには入ってこないわけですから、当然こういうものは図書館は扱うわけですよ。これはアナログの資料であれ、デジタルの資料であれ、地域資料、行政資料といったものは、当然、今後、図書館は扱っていくことになるだろうと思います。

また、もう一つ、議論としてしやすいのは、例のコミックというか漫画なんですよ。漫画は、議論の混同があるんですが、フローとストックで分けて考えなくちゃいけませんよ。コミックは100年たったときにはストックとして、当然、集団、つまり地域の資産になるんですよ。ところが、それをリアルタイムでフローで使おうとしたら、当然、それは書店や漫画作家はクレームをつけるわけですよ。リアルタイムでフローで扱おうとするのは、やはり私は民業を圧迫しちゃうと思いますね。

ですから、一口にコミック、漫画といってもいろいろなコンテンツがあります。なかなか市場ではさばけないようなコンテンツというものは図書館にはなじむでしょうが、今一生懸命売ろうとしている、そういったコミックというのは間違いなく個人消費型なんですよ。これは、私、あまり漫画を読みませんが、うちの学生で漫画をよく読む学生、だれに聞いてもみんな言いますね。まずは、レンタルコミックとか漫画喫茶で見るんだと。これはどうしてもいい作品だ、おもしろい作品だと思ったのは、ちゃんと自分で買うんだと。冊子で買って置いておくんだというわけですね。全く同じことですよ。

図書館でもフローを、コミックに関してですよ。コミックに限らず、いろいろな資料について、市場が成り立っているものについて、これはアナログ、デジタルを問わず、それを一生懸命、図書館が力を入れようとしたら、それは民業からたたかれるのは必定ですね。

問題は、なかなか民間では成り立たない、外部経済があって、その資料の価値はすぐにキャッシュ、現金で払ったり、対価を払うことで取り戻せるようなものは、多分、個人がみんな買っていきたくらうと思います。そうじゃないものを図書館は扱うんだろうと思いますね。

そう考えたときに、先ほど田中さんも言われたように、図書館としては民間で流通している以外の付加価値をつけることを考えていくべきだろうと思いますね。1つは全文検索

かもしれないし、司書がいて、レファレンスサービスも同時に受けられるような状況の中で、そういうコンテンツを流していくという、民間の本屋さんとか民間のルートとは違うような付加価値のあり方というのを考えていくべきだろうと思いますね。

そういうことを考えたときに、この都立図書館の報告書、さっきの千野さんの意見は、それはそれで確かに私も1つ考えられるなと思いますね。やっぱりこれだけ誤解されたら、ちゃんと言い返す必要はどこかであるんだろうと思います。ただ、それは、本来、図書館の利益集団というのかな、利害集団をつかさどるところがやるべきで、それが東京都立図書館がふさわしいのかどうかは何とも言えません。これからワーキンググループでもつくって議論していくべきだろうと思いますが、さっきどなたかも言ったけれども、首都東京としてのプライドというのかな、があって、これは必ずしも日本図書館協会とか文科省じゃなくて、やはり東京都として言うべきことは言ったほうが良いというお考えも成り立つだろうと思いますね。そういうことであれば、しかるべききちんとした反論をするということも考えられると思います。それはぜひ今後、この協議会やワーキンググループの中でそういう議論はしたいと思います。

最後に、私、これもどこかで言っているし、既に個人的にはどなたかにも言っているかもしれませんが、この問題を考えるのに、当面、3つのキーワードがあるだろうと。1つは、再三出てきているコンテンツなんですね。どういうコンテンツを図書館は扱うか。その場合に、私は、デジタルかアナログかというのはあまり関係ないですね。コンテンツがやっぱり公共性があって、市場が失敗していて、多くの公益性を持っていると考えられるものについては、図書館は収集し、いろいろな形で提供していくべきだろうと思いますね。

2番目はやっぱりコストなんですよ。それを提供するのにもすごいコストがかかって、コストパフォーマンスも悪かったら、税金の使い方としては無駄が多いことになっちゃいますから、それにどのぐらいのコストがかかるのかということは考えなくちゃいけない。

多分、いろいろな電子書籍のモデルはこれから出てくるんですけども、図書館を経由しなくても十分市場が成り立つ場合には、図書館向けにはかなり高いコストを設定されちゃうと思いますね。それはしょうがないと思うんです。

ところが、多分、図書館を経由しなければ広まらない。さっき齊藤委員が言われたように、当初は、みんな自分たちの利益を確保しようとするから、壁を高くつくるわけですよ。それがだんだんこれでは市場が広がらないということがわかってくれば、だんだんそ

の壁を下げてくるだろうと思います。そのときに、当然コストも下がってくるわけですね。そこで図書館としてコストパフォーマンスが見合うのであれば、当然そこに入っていきべきだし、そういう価格設定になるような交渉力は図書館として身につけていかなくちやいけないから、権利者側とそういう交渉はしていくんでしょうね。かなりこれはタフな交渉ですから、ネゴシエーターみたいなのがちゃんとして、相当うまく交渉していかないと図書館向けのビジネスモデルというのは引き出せないと思うんですね。

今、コンテンツとコストと言いましたが、両方ともCがつくんですけれども、3番目もCがつくコピーライトなんです。著作権なんです。これ、貸与という言い方をしていますけれども、実際には、これは求めに応じてそういうコンテンツを配信するわけですから、やっぱりこれは公衆送信なんだろうと思いますね。通常の貸与であれば、非営利無料だったらできるんですけれども、こういう電子的なコンテンツに関しては、今言ったように、公衆送信の許諾をとるなり、無許諾でもそれができるような仕組みをつくらなくちやいけないだろうと思うんですね。

そういう意味で、この著作権の処理というのは、当然、コストやコンテンツとかかわってくるので、この三者は一体となって考えざるを得ないんですね。その辺について、図書館側としてこういうコンテンツをこのぐらいのコストで、著作権処理もこういうふうにしてくれば、図書館を通じて流したほうがより多くの人にその利益が行き渡るというビジョンをちゃんと示せば、多分権利者もそれなりに納得してくれるんだらうと思います。その先鞭を都立図書館の今回の報告書がつけようという意気込みぐらいは持つべきだろうと思いますね。

以上です。

【中島議長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【持田委員】 途中からの参加ですので、これまでの議事録は読ませていただいていますけれども、若干的外れな発言になるかもしれませんが、お許してください。

今日のデジタル化ということで、この時間で考えたことですが、図書館の機能としてはただ1つ、情報提供、情報を提供する拠点であるということですね。ですから、副議長もさっきから何回もおっしゃっているように、ペーパーベースであろうと電子ベースであろうと、情報を都民に提供する場である。そういった意味では、生涯学習の場として都立中央図書館が果たしている役目は大変大きいわけで、となると、やはり最後はスペースとスタッフとスタイルといいましょうか、システムの問題になってきて、これはもう最

後、一言で言えば予算の問題なんですね。予算がどのぐらい、優先順位をつけてバランスよく使っていくか、これに尽きてしまうわけだと思います。

新しい媒体が出てきたこの時代にふさわしい図書館の機能として、デジタル化がさっき千野委員さんがおっしゃいましたけれども、4つの意味があるというお話をされていましたが、特に新しい媒体を首都東京の中央図書館で中期、長期の見通しを持って対応していくと、これは当然必要なことではないかと思いました。

なかなか発想転換ができないといいたいでしょうか、今までの流れがありますから、図書館の機能というと、どうしても活字文化、文字分化というところから出られないようなところがあるとは思いますが、内容は情報をどういうふう提供していくか、こういうことではないかと思います。簡単ですけども。

【糸賀副議長】 私、単純な質問があるんですけども、今日の資料でよくわからないんですが、最初は資料5-1です。この右側の参考都立図書館の概要というところで、特徴的サービスというのを列挙していますね。この最初に、政策立案支援サービスと書いてあるんですが、これは具体的にはだれに対してどういうことをやっているのでしょうか。

これが私がさっき言ったような、つまり、一種の公益性につながっていくんですね。政策立案の支援をやれば、直接的にはだれかが潤うんですが、その結果、都民全体にその利益が還元されていくというはずですから、だれに対してどういうことをやっているのか教えていただきたい。それが1つ。

それからもう一つは、今度はずっと後のほうの資料5-3の3ページ目、これまでの協議会での主な意見の中に書いてあるので、3ページの下のほうにあるスターレファレンサーというのはどういうサービスなのか、私、不勉強でよく知らないんですが、それを。これは協議会の主な意見ですね。どなたかに教えていただければいいんですが。その2つです。

【倉富企画経営課長】 千野委員でございます。

【千野委員】 このような言葉はないのは私も重々承知です。そのときスターと言ったかどうか記憶にありませんが、結局、この人に聞きたいと。そういう人をどんどんつくっていかないと、図書館としての先ほど言ったアナログとか、図書館のよさみたいなものはなかなか行き渡ってこないのではないかと思います。

【糸賀副議長】 意味はわかりました。だったら、私の表現では、レファレンス担当者の指名制というふうに、指名ができると。つまり、こういうことはあの人に聞きたい。こ

の前あの人に聞いたら、すごくいい答えが返ってきたという指名制は私は認めてもいいんじゃないかと思っているんです。これ、公務員の世界ではなかなかできないんです。おかしいと思うんですけどね。じゃ、同じことですね。わかりました。ありがとうございます。

【倉富企画経営課長】 ご質問のあった政策立案支援サービスでございますけれども、東京都の各局の職員を対象にしているサービスでございます。例えば政策立案ですとか、何か調査研究を行う資料ですとか、そういった情報収集を手伝うためにレファレンスサービスを都立図書館が担っております。

【糸賀副議長】 それは都庁の各部局といいますか、部署の職員から、例えばメールか何かで問い合わせを受けるんですか。

【倉富企画経営課長】 電話もございますし、メールもございます。

【糸賀副議長】 それは、積極的にそういうサービスをやっているということ、例えば東京都庁の中の庁内LANか何かに掲示して、それで受け付けているんですか。

【倉富企画経営課長】 はい。掲示板もございますし、研修の機会をとらえて、そこで実際に使っていただきたいということでPRをしたりとか、そういった取り組みを進めております。

【糸賀副議長】 年間どれぐらい受け付けて、どの程度の回答をしているのかということ、をいづれ教えていただければ。私、そういうのは大事だと思うんです。

【倉富企画経営課長】 平成21年度については、申し込み件数については2,118件です。うちレファレンスについては857で、貸し出し申し込みについては290、複写申し込みが971ということでございます。

【糸賀副議長】 当然、これ、教育委員会以外で、都庁の中でいろいろな部局、部署か何かでしょうね。

【倉富企画経営課長】 はい。教育庁がやはり一番多くて、件数としては大体29%くらいです。その次に多いのが総務局で17%、それから知事本局が11%、ほかは大体5%で、建設とか議会とか主税とか福祉保健とか、そういった内訳になってございます。

【糸賀副議長】 わかりました。ありがとうございます。

【中島議長】 ご意見はほかに何かございませんか。どうぞ。

【森口中央図書館長】 状況をお話ししますと、東京の特性というのがいろいろ出ておりますが、東京から小笠原まで1,000キロありますし、各島も多く、山間部も抱えております。一方、この港区みたいな繁華街ももつといういろいろな顔をもっている。東京は

非常に多岐にわたる地域特性を有している都市だと思います。

また、周辺には大使館が多いですけれども、首都機能も有しており、情報も東京から発信されていくことになります。都立図書館のほかに、国と区市町村と3つの図書館がありますが、都立図書館の存在そのものはよく知られておりません。区市町村の図書館はみんな知っているんですけれども、都立を利用してない人というのは、実際相当いるんですね。イベントのアンケートを行ってみても、初めて来た人が結構多い状況です。印象は良いということもあるので、その分析も必要なんですけど、都立図書館の役割というのが改めてデジタル時代の中で再認識というか、再構築されてもいいのではないかという気がしております。

一方、各自治体、同じかと思いますが、先ほど持田委員から、非常に予算や人が限られていることや、図書の購入費についても発言がありましたけれども、いろいろな努力をして、確保している状況です。

政策立案支援サービスという取組をしていますが、こういったものも図書館には人員を要求して実施するのではなくて、現体制で工面をしながらやってきているんですね。例えば、夜9時まで当館は開館していますけれども、夜7時にこういうのが入ってきて、1時間後に回答が欲しいとか、そういう中で非常に苦しくやっております。

ただ戻りますと、都立図書館の中央と多摩の役割というのが、こういうデジタル時代の中にあっても、もっと再認識されて、もっと期待されていいと私は考えております。

非常に厳しい中でのやりくりは今後も続くという気はいたしますが、ある意味では、都民の生活、産業なりに非常に欠かせない存在であるということは、やはりここは押さえた方が良く、私は考えております。

以上です。

【中島議長】 ほかにございませんか。

今日は非常に皆さんの幅広いご意見をいただくということで議論をしてみました。時間が参りましたので終わりたいと思いますが、今日、ほんとうにさまざまなご意見をいただきましたので、今回いただいた意見、整理していただきまして、また次回、整理したものを踏まえて、さらに議論をさせていただきたいと思っております。

ちょうど時間となりましたので、今日の議論をこれで終わらせていただきまして、司会を事務局にお返ししたいと思います。

【倉富企画経営課長】 中島議長、糸賀副議長をはじめ委員の皆様には、本日は大変あ

りがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項がございます。次回の定例会の日程でございますが、9月を予定してございます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

午後5時閉会